

(3) 訪問教育対象児童・生徒数及び担当教員数の推移

項目	年度	56	57	58	59	60	61	62	63	元
対象児童・生徒数		105	112	125	121	126	139	114	103	109
担当教員数		32	33	33	36	39	40	33	32	34

(4) 心身の障害による就学義務の猶予・免除者数の推移

項目	年度	56	57	58	59	60	61	62	63	元
猶予者数		34	23	14	14	9	3	3	3	5
免除者数		4	3	5	4	5	7	7	5	5

※ 全就学義務の猶予・免除者数のうち、心身に障害を有するために猶予・免除となった者の数。

3 教職員人事・任用

- (1) 盲・聾・養護学校の人事については、教育内容や指導法等の特殊性・専門性に鑑み、経験豊かな有為な人材を確保し、教職員組織の強化と教育活動の充実を図ることに努めた。

そのため、小・中・高等学校との積極的な交流を行うとともに、昭和57年度より実施している養護教育関係教職員の採用事務の一元化を推進し、専門性を有する教員の適正な配置と教育効果の向上に努めた。

- (2) 人事異動の概要については、第4章義務教育及び第5章高等学校教育の中の教職員人事・任用の項を参照のこと。

4 会津養護学校開設準備室の開設

平成2年4月の開校を予定して、会津養護学校の開設の準備に当たった。

- (1) 準備事務局開設年月日 平成元年4月1日
- (2) 準備事務局設置場所 県立聾学校会津分校内
(学校設置場所 会津若松市一箕町大字鶴賀字柳原102)
- (3) 準備事務局職員 平成元年4月1日～平成2年3月31日
開設準備事務取扱者 1名(兼務)
事務職員 1名(兼務)
平成元年10月1日～平成2年3月31日
教員 2名(専任)
臨時事務補助員 1名(専任)
- (4) 平成元年度 旧会津中央高校校舎改修工事(1,446㎡)及び教室、特別教室などの第一期工事(2,162.46㎡)を平成元年7月5日に着工し、平成2年3月20日に竣工した。

第2節 学校教育

1 概要

(1) 指導行政の基本方針

「第三次福島県長期総合教育計画」の第2期実施計画の第2年次として、「社会参加をめざす養護教育の推進」を重点施策に掲げ、適正就学の推進、児童生徒の障害の重度化、重複化等心身の障害の多様化に対応するため、障害の状態及び能力・適性等に応じる教育を一層進めて、可能な限り積極的に社会参加・自立する人間の育成を目指した適切な教育に努めた。

また、児童生徒の経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるため、地域や学校の実態等に応じ、学校の教育活動全体を通じて、障害を持たない児童生徒及び地域社会の人たちと活動を共にする機会を積極的に設け、心身障害児に対する正しい理解と人間尊重の精神に根ざした心の触れ合いのあり方を深めるように努めた。

このため、指導に当たっては

- ・教育課程の改善・充実
- ・重度・重複障害教育内容の充実
- ・交流教育の推進
- ・教職員研修の充実等

に努めた。

(2) 指導組織

課長、主幹兼課長補佐、主任管理主事兼振興係長、管理主事、主任指導主事各1名、指導主事3名及び主査、主事各1名、各教育事務所養護教育担当指導主事7名(兼任)及び養護教育担当学校教育指導委員13名(県立学校6名、公立学校7名)をもって指導に当たった。

(3) 学校教育指導の重点

前記の基本方針に基づき、指導の重点を次のように設定し、指導の充実を図った。

① 教育課程の改善・充実を図る。

ア 新しい特殊教育諸学校の学習指導要領の公示に伴う文部省主催の特殊教育教育課程講習会に参加するとともに、養護教育教育課程講習会を障害種別ごとに開催し、盲・聾・養護学校並びに小・中学校特殊学級関係教員に対して、新しい学習指導要領の趣旨の徹底を図り、教育課程及び指導内容、方法の改善と指導力の向上に努めた。

イ 特殊学級教育課程県研究集会を開催し、小・中学校精神薄弱特殊学級担当3年以上の教員に対して、教育課程及び指導上の問題について研修を行い、指導力の向上と学習指導の改善に努めた。

ウ 県立学校共同訪問、市立養護学校並びに特殊学級設置校共同訪問を実施し、教育課程の改善及び指導法について指導助言を行った。

エ 各種研究学校を指定し、教育課程、指導内容・方法の改善充実に努めた。

⑦ 特殊教育教育課程研究指定校(盲学校1校)